

予算特別委員会記録

○開催日 令和5年12月8日 午前9時30分～午前11時59分

○場所 議場

○出席委員

2番	下竹芳郎	委員長	3番	辻本貴志	副委員長
4番	上迫正幸	委員	5番	水野正子	委員
6番	立石幸徳	委員	7番	豊留榮子	委員
8番	眞茅弘美	委員	9番	禰占通男	委員
10番	平田るり子	委員	11番	橋口洋一	委員
12番	吉嶺周作	委員	議長	永野慶一郎	

【議題】

議案第64号 令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）

議案第65号 令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第67号 令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第68号 令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

【審査結果】

議案第64号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第65号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第66号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第67号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第68号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時30分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に下竹芳郎委員、副委員長に辻本貴志委員を選出]

△議案第64号 令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）

○委員長（下竹芳郎） 本委員会に付託された案件は、補正予算5件であります。

まず、議案第64号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（籠原正二） 議案第64号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について御説明します。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,352万5,000円を追加し、予算総額を166億5,270万円にしようとするもので、当初予算額より5.7%の伸びとなります。

債務負担行為の補正は、廃棄物運搬中継施設整備工事監理業務委託については、令和6年度にかけて実施する廃棄物運搬中継施設整備工事に係る工事監理業務委託を行うため、道路維持補修工事費及び市道整備事業については、今年度中に令和6年度事業の契約を行い、来年度早期に着工することにより、年間における公共事業の平準化を図るため、債務負担行為として予算措置するものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか5事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、保育所等LPガス支援事業及びキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業、危険空家等対策経費、子ども医療費助成事業、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、小学校教師用指導書等購入などをお願いしております。

なお、今回の補正財源につきましては、繰越金7,556万6,000円、県支出金239万6,000円、寄附金21万6,000円、諸収入8万7,000円の増、市債1,670万円、国庫支出金754万円、繰入金50万円の減で措置しました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（下竹芳郎） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いします。

○8番（眞茅弘美） 説明資料の2キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業ですが、この事業は今年2月から始まりまして今回で3回目になると思います。この還元率、事業内容をお願いします。

○企画調整課参事（田代勝義） キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業につきましては、今委員がおっしゃったとおり、2月を第1弾としまして、9月を第2弾、今回を第3弾ということで計画しております。この事業内容については、9月に実施した第2弾を基に進めております。

対象店舗は、前回と同様に市内の飲食店、宿泊業等を対象としております。

コード決済事業者数は5事業者で、ポイント還元率についても30%で変更ございません。ポイント付与の1回当たりの上限額は6,000円相当分で、期間中におけるポイント付与の上限額は1万2,000円に変更はないところです。

実施期間は、令和6年1月19日から2月29日までと、期間が少し延長されております。そして、この1月19日から1月31日までの期間については、コード決済事業者を4事業者で行うこ

ととなっております。

2月の1か月間については、これまでどおり5事業者ですが、1月の4事業者で行う理由としては、ペイメント会社の方針によるものですが、キャンペーンを行うときは、その前月の1日に告知を行うという決まりがあり、今回は1月19日からですので、1月の前月の12月1日に告知をしないといけないこととなりますが、12月1日は議会に予算議案の上程日ということもございまして、議会の議決をいただく前に告知が始まるのはどうかということもございまして、1月については4事業者でやることに決定したところです。

○8番（眞茅弘美）本市の決済サービスをしてくださる事業者、飲食店とか宿泊業、本市で何事業者あるか分かりますか。

○企画調整課参事（田代勝義）次の第3弾で実施する事業者数は、新規店舗等これまで参加しなかった事業者も参加する可能性があるのですが具体的な数字は分かりませんが、9月に実施されたキャンペーンに参加された店舗は99店舗となっております。

○8番（眞茅弘美）分かりました。99店舗ということですが、この事業は市民にも事業者にも大変喜ばれている事業だと思っております。2月にあって、9月にまた2回目があったんですけども、2月にこの事業を知らなかった方が、また9月に新たにこの事業に参加されたり、市民もそういうキャッシュレス決済の手続を行ったりして参加された方も多くいらっしゃったと思います。

そして、3回目となりますとまた増えるのではないかなと思っておりますが、このキャッシュレス決済の事業を行うときにこういうサービスを行っている店舗と行っていない店舗ございますよね。そうなりますと、やっぱりポイントが返ってくるということでキャッシュレス決済をされている店舗に集中っていいですか、そちらに市民の方の考えとして行かれると思うんですが、キャッシュレス決済をされてない事業者は、このサービスを行うためには何か経費がかかるのか、それとも何か面倒な手続があるのか、事業者にはこういう周知はされているんでしょうか。その辺お願いします。

○企画調整課参事（田代勝義）事業者がこのキャッシュレスキャンペーンに参加するためには、まず、コード決済を導入する必要があるございまして、この契約をしていただくこととなります。経費については、決済額に応じた手数料をペイメント会社に支払うこと、売上金はそのペイメント会社から店舗側に振り込まれますので、利用している銀行によっては振込手数料がかかる場合がございます。主な経費としてはそういうものがあると考えております。

事業者に対する周知については、この事業を行うに当たっては、飲食店、宿泊業者等に対してキャッシュレスを導入している・していない店舗に関わらず、通知を差し上げています。

キャンペーンをいつ行います、事業者説明会はいつありますという記載をして周知を図っているところです。そして、キャッシュレスを既に導入している事業者については、委託事業者から架電による参加の意思確認をしているところです。

○8番（眞茅弘美）分かりました。あとこの予算額が9月に比べますと240万円ほど多くなっていると思うんですが、これはそれだけ利用者が増えるんじゃないかっていうところを見ているんでしょうか。

○企画調整課参事（田代勝義）今、委員がおっしゃったとおり、周知も進んでおり、利用者が増え、また事業者も増えるのではないかとということと、キャンペーン期間が10日ほど伸びているところもございまして。

○8番（眞茅弘美）説明資料の3危険空家等対策経費についてお伺いします。これは、今何件に対して実施されて、何件分を見ての追加でしょうか。

○総務課参事（平田寿一）今回の補正は、まず当初予算で20棟分の600万円の予算を組ませていただきました。補正予算を組む段階で、10月の時点で19棟が解体されて507万1,000円予算を

執行したところですが、今後、さらに年度末にかけて10棟の解体が見込まれるため、その分を300万円見ております。300万円から執行残の92万9,000円を差し引いた207万1,000円を、今回補正予算として上げさせてもらっております。

○8番（眞茅弘美） この危険空家は令和4年12月で86棟残っているということだったと思いますが、現在、何棟残っているんでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 11月30日現在で95棟の危険空家が残っております。

○6番（立石幸徳） 空き家の関係で、私も幾つかお尋ねしたいんですけど、まず、今度の予算は対象の危険空家が増えたということであるんですけど、まず空き家の解体・撤去事業には、これは国の補助金が出されると思うんですけど、今度の補正では、追加分が207万1,000円ですね。ここに関わる補助金というのは出ないんですか。

○総務課参事（平田寿一） 年度初めに県と協議をして、今年度の国の補助金の枠を申請しております。これについては、国の補助金の対象になる危険空家のランクというか傷み具合、点数で調査をするんですけど、その調査をして100点以上が国の補助金の対象になります。

市の補助金要綱では、90点以上を補助の対象としておりますので、そこで国の補助の対象にならない部分があります。

今回、また10棟の解体を予定しているのですが、その分も当初の国の補助金の枠の中で収まる予定になっておりますので、今後解体する10棟のうちの7棟が国の補助金の対象になるということで、その分の歳入の部分も確保した上での補正予算ということになっております。

○6番（立石幸徳） もうちょっと正確に教えてほしいんですけど、今度のこの5年度の当初予算では、この分の国の補助金は225万円ですね、私、当初予算持ってきていますので。

そうしますと、今総務課参事の説明からいきますと、今度追加分の6号補正で207万1,000円ですかね、この分に関わる危険度の点数ですか、そういうものも勘案しても、当初予算の補助金の枠内で収まると確認しとってよろしいわけですか。

○総務課参事（平田寿一） はい、そのとおりです。

○6番（立石幸徳） 今度の12月議会でも、若干この関係の条例改正も先般、総務委員会でも審査したんですけどね。

要は、それは今度、空き家の関係の法律改正があったということで、内容的には条項をただ移動といいたいでしょうか、変更するだけでしたけど、ただ法律そのものの改正部分は、私は大きな改正だと思っているんですね。

私どもも法律も全然まだしかと教えてもらっていませんので。ただ、さーっと目を通した中で気がかりな部分がいいたいでしょうか、先日の総務委員会でも出された資料に出ている、この活用拡大という法律の部分があるんですよ。

つまり、用途地域で、当然、都市計画区域内は制限をしておりますが、この用途地域の規制も、この空き家対策上変更ができるという法律改正になっているんですね、私は非常に大きな改正だと思うんですね。

用途地域よりも、空き家対策が優先するといいたいでしょうか、そういう中で、枕崎市水産加工に関わるかつおぶし製造の皆さんが市街地内に従前からたくさんあるわけですよ。

これもかつて市議会でも水産加工に関わる用途地域をいろんな意味で配慮しろと。そうでないと、水産加工の面で非常に困るっていう、その用途地域の規制と地場産業の振興という意味で、非常に問題点がいっぱいあったんですね。

そこで用途地域を見直すときに、また加工場の問題をどうするか。つまり、今の市街地は大半が工場地域ではございませんのでね。工場拡大とかっていつても、用途地域からいくとできないわけですよ。

しかし、今度この空き家対策で用途地域を見直すことができますよと法律が出てきた。そうい

う意味で、この加工場が工場拡大とかいろんな対応をするときに、今の工場の近くに例えば空き家がある、現にありますよ、いっぱい。そういう空き家をほとんど隣接の水産加工場が買収といいましょうか、買っていただいて、ある意味で空き家を解消している部分はいっぱいありますよ。

その辺については、担当課では総務課もあるし、あるいは水産加工を振興する立場の水産商工課あたりでも、この点についてのいろんな意味での全庁的に協議なり方針なり、そういうものは何か今後なされる見通しですか。

○総務課参事（平田寿一） 今、委員がおっしゃられる用途地域の見直しとかについては、まず、その区域を定めなければなりません。それが空家等活用促進区域という名称になりますけれども、その区域の中でどういうまちづくりをするとか、そういった部分を指針として市が定める必要があります。その指針を定める中で、全庁的に協議をしたり、またその指針をつくる際は、特定行政庁、本市でいえば県になりますが、県と協議をした上で、そういった指針を定め、そしてまた、今おっしゃられるように水産加工場の工場拡大とかを特例として認めてよいかどうかというところをまた県と協議をして、それが特例的に認められるという仕組みになっておりますので、また、そういった部分については、そういった区域を定めてまちづくりを進めていくとか、庁内でも検討する機会があるかと思えます。

○6番（立石幸徳） 私は単なる自分の予想で話しているんじゃないくて、かつて市議会と水産加工組合とのいろんな話合いが持たれた席で、加工業者の方からこの枕崎市の用途地域規制は何とかならんのかと。

もう今現に、住宅地域、いろんなところで製造をしているのに、隣が空き家になって、その空き家を購入しても、全然工場拡大というか工場にはできんのだと、用途地域の規制が厳しいんで、それでも加工業者の人たちからおかしな用途地域なんか早く変えろとか、そういうもの言いで市議会にもいろいろな要望があって、実際議会の一般質問でも取り上げられたことがたくさんありますよ。

今度、空き家対策上そういった用途も見直すことができるんですよと法律が出てきて、そうするとやっぱり調整する必要があるんじゃないですか。この辺は建設課サイドあるいは水産商工課サイド、全庁的にその辺をしないと、せっかく加工業者が隣の空き地や空き家を買っても使い道ができないのだというより、やっぱり私は有効活用したほうがいいと思えますけどね。どうですかね。これはもうあまり長くなるといかんで、今後の問題もありますけど、全体的に副市長にお尋ねをしておきます。

○副市長（本田親行） ただいま6番委員からございました件につきましては、これまでの議会の中でも、加工業者等からの要望があるということで議論をいただいております。

今回の空家特別措置法の改正によって、そのような活用ができるのかどうか、全庁的に研究して、また現状の加工業者等の要望等も再確認しながら検討してまいりたいと思えます。

○建設課長（松田誠） 今、6番委員から出ましたところですが、特別用途地区ということだと思います。この特別用途地区につきましては、用途地域の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地の利用の増進、環境の保護などの特別の目的の実現を図るため、当該用途地域に指定を補完して定める地区としまして、趣旨としましては、用途地域による用途規制について、制限を加重したり、緩和したりすることによって、当該地区の特別の目的を果たそうとするものでありまして、制限の内容は地方公共団体の条例によって定めることとされています。

ただし、用途規制を緩和する場合には、一般的制限に重大な例外を設けることになるので、国土交通省の承認を受けることとされております。

今回、6番委員が言われるように、危険空き家が多いということで、それを水産加工場の用途に移すということにつきましては、点在しているものですから、虫食い状態になるということではなかなか難しいことだろうと思えますけれども、副市長から今ありましたように、また全庁的に対

応していきたいと思えます。

○12番（吉嶺周作） 空き家の件ですけれど、本年度は約30棟解体するということですが、それに対する税収の増はどういう見込みをしているんですかね。建物に対しましては、固定資産税がなくなるわけですよ。土地に対して6分の1軽減が解除されるわけですから、税収がどの程度増えていくのかというデータ分析はどうなっているんですかね。固定資産税についてですね。

○税務課長（鮫島眞一） 一般的に家屋を取り壊し、滅失になった場合は、おっしゃるとおり家屋に対する固定資産税は発生しなくなりますので、減収要因になります。ただ一般的にかなり老朽化している家屋になると思えますので、その評価額、課税標準額については、かなり小さい金額が予想されますので、取壊しの家屋の金額は小さいものになるかと思えます。

一方、土地に対しましては、住宅用地の特例がかかっている分がなくなり、宅地から雑種地に変更になりますので、住宅用地の特例の適用がなくなる部分と、雑種地に地目に変更されることになり、一般的には上昇要因が考えられます。

市街地と郊外の場合はそれぞれ計算内容が若干異なる部分がありますので、取壊しの建物がこの場所にあるのかということと、どういう土地なのかということ、それぞれ個別に影響額は小さいのか大きいのかということになります。

具体的に個々の1件ごとの試算は、税務課では今のところ行っておりませんので、詳細な金額については把握をしてないところです。

今申しあげました家屋の関係、土地の関係を総合的に勘案しますと、税収的には大きく減ることもなければ、大きく増えることもないと考えております。

○11番（橋口洋一） 説明資料の11シルバー人材センター運営費補助についてお伺いします。56万2,000円で計上されていますが、この中身について教えてください。

○福祉課長（福永賢一） 本年10月6日から県の最低賃金が改正されまして、シルバー人材センターにおいても会員に支払われる配分金単価が改正されましたが、そのことでシルバー人材センターから運営に支障があるとの要望を受けたため、一般会計において、各課が契約している業務全体の3月までの影響額56万1,439円を、今回、配分金増額に伴う運営費補助として増額補正したものになります。

○11番（橋口洋一） 賃金上昇の要因は、現在いろんな業種等でもあるところです。シルバー人材センターにつきましても、そのほかにもインボイスの問題とかあると思うんですけども、インボイスを適用するに当たっての手当的なものということではないということは今分かりました。分かりましたけれども、そのインボイスに対応する予算増と、支出増というものは、今のところ考えてないところでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） インボイスに関する運営費の補助については考えておりませんが、シルバー人材センターの中でそういったものを対応するものとして、事務費等の率の上げという形で、シルバー人材センターが対応していると把握しております。

○11番（橋口洋一） 分かりました。そうすると、シルバー人材センターの中で解決する問題だというふうに当局は考えているということでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） そう思います。

○9番（禰占通男） 説明資料の4企業版ふるさと納税推進事業についてですけど、今回の予算は、事業目的とか何か決まっているんですか、募集する目的の活動はどうでしょうか。

○企画調整課参事（田代勝義） この企業版ふるさと納税の推進事業につきましても、特にこれまでと同様の取組で特に変更はないところです。この予算については、ここに書いておりますとおり民間企業が運営するポータルサイトを活用し、企業版ふるさと納税を受ける本市に寄附をしたときに支払う手数料ということで計上しているところです。

○9番（禰占通男） 1社が事業目的で対象になってなかったですかね、今まで。

○企画調整課参事（田代勝義） この予算に対しては1社が対象にはなっておりますが、企業版ふるさと納税に関しましては、地域再生計画に基づく事業において寄附がされますので、企業を対象というよりは、寄附がされる事業が対象というふうに考えているところです。

○9番（禰占通男） 以前から、企業版のふるさと納税を活用と言ってきたんですけど、以前はふるさと納税してくれる企業がないという返事ですときていたんですけど、それ1件過去というか、今も続いているかもしれないけど、それがあったということで喜んでいるんですけど。ほかのところなんか、高校生の活動にまでこの企業版なるものを使っているところもありますよ。

そういった感じで、手広くそういうのを活用して、いろんな枕崎のためになることを事業内容として求めていくことが必要だと思うんですけど、今後はこれどうなるんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 先ほども少し述べましたが、この企業版ふるさと納税の対象となる事業につきましては、総合戦略事業に掲げる58の事業が対象になっております。

ですので、今委員がおっしゃられた高校生のための事業による寄附は、多分お隣の市がやっている事業かと思いますが、それを地域再生計画の中でその事業を指定してやって寄附をいただいているところだと思います。

本市の場合は、今申し上げましたとおり、総合戦略に掲げた全ての事業が企業版ふるさと納税の寄附の対象になりますので、地域再生計画の取組と併せてまた寄附についても取組を進めていきたいと考えているところです。

○9番（禰占通男） それと、冒頭説明があった廃棄物運搬中継施設整備工事の整備内容ですけど、これについては道路とかそれも入ってなかったですか。

39ページを説明してもらいたいんですけど、債務負担行為の336万円のうちで地方債を220万円利用して国庫支出金が112万円ということで。うちの内鍋の事業になりますよね、これ。

○財政課長（笹原正二） 御質問内容を確認させていただきたいんですけども、今9番委員がおっしゃっているのは、債務負担行為の中で、今回3事業予算措置をお願いしているところなのですが、この中で廃棄物運搬中継施設整備工事監理業務委託、この件について御質問なされているということですかね、中身について。

○9番（禰占通男） 今、稼働していますけど、委託とはもう全然違って中継の運搬だけのことになるっっちゃうことですか。

○市民生活課長（松田勇一） 今回、債務負担行為をお願いしている部分につきましては、現在、整備を進めていますごみ処理中継施設の建設に関わる施工監理業務の委託の債務負担行為ということで御理解をお願いしたいと思います。

○9番（禰占通男） 今、一応、高橋のほうが稼働ということだけど、今後の見通しってというのはどうなるんですか、中継基地として今後工事をして、間に合うまでにするんだろうけど、それまでの工程はどうなっているの。

○市民生活課参事（立石秀和） ごみ処理中継施設の整備につきましては、地域のごみ集積所に出すことができない粗大ごみ等の受入れ、一時保管に対応するための廃棄物運搬中継施設の建屋の新設と、資源ごみの中間処理、保管を行うマテリアル推進施設については、既存の内鍋清掃センターのストックヤード及び設備を活用しまして、新たに缶類選別圧縮機の新規導入と、あと建屋の建設を行う予定としております。

整備状況につきましては、缶類の選別圧縮機については、11月に契約を行って、缶類選別圧縮機の製作を進めているところになります。

廃棄物運搬中継施設とマテリアルリサイクル推進施設の建屋については、現在、条件付一般競争入札の公告を行っているところになります。

12月14日が入札予定日になっていきますので、そちらで入札後、業者が決定しましたら、その後契約を行って、工事に向けて着工していくことになります。

○6番（立石幸徳） もう来年9月からは、新クリーンセンター、名称も決まりましたけど、金峰で、この南薩4市、4市といっても指宿じゃなくて日置市を含めて、ごみ処理をするんですけど。

先般、11月末に組合議会がありまして一般質問をさせてもらったんですけど、この試運転の関係で、枕崎市以外の残り3市のごみの搬入は5月から新クリーンセンターに持ち込むと。枕崎分については、今の内鍋センターの9月稼働まではいろんな形で維持しないといけないという状況もあって、枕崎分は7月から搬入する、その辺の日程といたしまして、スケジュール的なこともちょっと正確に教えていただけませんか。

○市民生活課参事（立石秀和） 今、南薩衛生管理組合で整備を進めています新クリーンセンター、なんさつE C Oの杜ですけれども、こちらについては来年度試運転が始まることになるんですが、現在の予定では、令和6年5月20日をめどに各構成市の収集ごみをなんさつE C Oの杜に搬入しまして、焼却等の試運転を行う予定となっております。

枕崎市分につきましては、まだ内鍋清掃センターが稼働しておりますので、内鍋清掃センターには収集ごみだけではなくて一般の住民の持込みも8月までは行うことになっておりますので、収集ごみ、生ごみ等が入ってこなくなりますと、内鍋清掃センターの焼却に支障を生じるということで、枕崎市分の収集ごみにつきましては、7月末までは内鍋清掃センターに搬入する予定となっております。

○6番（立石幸徳） 住民自身は現行どおりごみステーションに直接ごみを出すわけですけど、ただそのゴミステーションに出したごみが、枕崎の内鍋に搬入されるのか、新クリーンセンターに持っていくのかっていうのは知ったほうが、いろんな問題があったときに、市民もどういうことが起きるか分かりませんのでね、この7月末までは枕崎分は今の内鍋センターに搬入するんですと。8月からはもう金峰に持っていくというこの点については、市民にいろんな意味で早くから広報といたしまして、周知をしとったほうがいいと思うんですけどね。その辺の対応というのはできているんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和） 7月末まで枕崎の収集ごみが内鍋清掃センターに搬入されるという周知はまだ行ってないところです。今後、新しい中継施設の運営形態等が決まりましたら、そこで市民の皆様にお知らせをしていきたいと思っておりますので、その中で必要に応じて周知を行っていききたいと思っております。

○6番（立石幸徳） できるだけ早めに市民にもこの件の情報を提供してほしいと思います。

それから、先ほど出た企業版ふるさと納税の関係で、もうちょっと正確に教えてほしいんですけど。企業版ふるさと納税は、要はポータルサイトを通さないといけない事業になるんですか、その点はどうですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 基本的には、企業版ふるさと納税につきましては、企業と自治体のやり取りでございますので、このポータルサイトを必ずしも通じないといけないわけではございません。このポータルサイトにつきましては、企業が自治体に企業版ふるさと納税をする場合に、寄附額が大きかったり、複数の自治体に寄附をしたい場合に、その寄附申請に係る企業側の負担が結構大きいことがあります。地域再生計画に掲げている事業じゃないと寄附ができないとか、事業費以上は寄附できないとか、なかなか面倒くさいところもあります。

寄附をしたい企業と、寄附を求めたい自治体との間に入って寄附の手伝いをしてくれる事業者がいて、寄附をスムーズに行うために、その事業者が持っているポータルサイトを活用するということです。

基本的に、寄附申請は企業と自治体同士によって行われますので、ポータルサイトを使うことはまれといたしますか、そういうマッチングしてくれた事業者による寄附が行われるときだけ使うということになります。

○6番（立石幸徳） 私は先ほどのごみ処理との関連で、最近非常に企業版ふるさと納税で不愉快な思いをしている一件があるんですけどね。

あんまりこういう公の場で言うべきかどうか正直迷っているんですけども、当然、この新クリーンセンター、広域4市でもって取り組んでいるんですけど、新クリーンセンターの建設運営に関わる企業が、ある特定の1市にだけ企業版のふるさと納税をしていると。私はその情報、それはまだ最近のある1市の広報11月号に掲載されていますよ、写真入りで。

私は、あんまりやっかみ気分で言うことでもないんですが、これは当然構成4市に配分、分けるべき企業版ふるさと納税じゃないのかと思われて仕方がないですよ。ですから、その辺もあるんで、広域でいろいろやることについてこういった発言をすると、なかなか足並みを乱すようなことにもなるかもしれませんけど、これはただ意見としてだけ言わせていただきたいと思います。

もう一点、子ども医療費助成の件でお尋ねをしますけど、今度936万9,000円ですか、増額になっております。この増額になった要因はまず何でしょうかね。

○福祉課長（福永賢一） 今年度、上半期の医療費の支給状況により、年間支給見込額を推計した結果、当初見込額より支給額が増加する見込みとなったためです。

具体的には、当初中学生以下の医療費を5,045万8,000円、高校生の医療費を928万7,000円、合計5,974万5,000円と見込んでおりましたが、見直した結果、中学生以下が6,310万7,000円、高校生が600万7,000円、合計6,911万4,000円必要となりましたので、今回936万9,000円の増額をお願いするものです。

医療費が増えて、件数的には、当初見込みより1.5倍の見込みというふうに推計しております。

○6番（立石幸徳） 今説明の中で2つだけですね。1点は高校生に対する事業は令和5年度の新規事業だったんですよ、新しい事業。これが見込みとどういう面で違ってきたのか。

それからもう一点は、子ども医療費の予算の計上の仕方といたしまして、5年度当初予算のあらましでは、この医療費から6,479万4,000円を出しているんですよ。ところが、6号補正の現行予算は5,900万円、端数は省きますけど、この違いはどこにあるんですかね、2点教えてくださいたいと思います。

○福祉課長（福永賢一） 高校生の医療費につきましては、当初予算を編成するに当たり、これまでの全体の実績がございましたので、編成する際、中学生の医療費の実績を用いて予算計上いたしましたので、そこでの実績の差となります。

それから、当初予算のあらましにつきましては、今回補正している部分は扶助費になる医療費の支給額だけになるんですけども、あらましの中の部分につきましては、事務費も含んで数字を上げておりますので、そこでの差ということで御理解いただければと思います。

○6番（立石幸徳） できればちゃんと補正が分かるようになっていいたしまして、この辺の計上の仕方もちょうんと足並みをそろえていただければ、我々も分かりやすいと思いますので、その点は要望しておきます。

この点最後に、昨日国会議員から鹿児島県の子ども医療費の窓口無料化について、県に、地方議員も一斉に同意する方は要望に行きますよという文書が届いているんですけど、その文書の中に窓口の支払いをしていないのは、全国の中で鹿児島県1県のみだということで、私も初めてその文書で知ったんですけど、これは何でこういうことになってきているのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○福祉課長（福永賢一） 委員がおっしゃるとおり、鹿児島県だけが窓口負担を課税世帯に求めているということで、1県だけとなっているようで、これに関する県への要望はいろんな団体等が、それぞれ県に要望をされているということも承知しております。

この制度につきましては、一応どの自治体も県単位で課税世帯だけ窓口負担をお願いしている

形になっております。これは県全体の制度の中で、窓口負担をなくすということになれば、国保連合会であったり、そういったところとの連携が必要になってきますので、県でまたこの見直し案について市町村に通知を出すということで聞いておりますので、また今後制度が変わってくる可能性があるものと思っております。

○6番（立石幸徳） 鹿児島県だけが遅れているというのは本当にはっきり言って恥ずかしいですよ。行政、議会サイドもそうですけど、早く実現できるようにしていただきたいと思います。

○委員長（下竹芳郎） 1時間たったので休憩をいたしますが、まだ質問はたくさんありますよね。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時44分 再開

○委員長（下竹芳郎） 再開いたします。

○9番（禰占通男） 説明資料の7番の先ほどの子ども医療費助成事業ですけど、これについて、乳幼児、義務教育就学前の自己負担割合についてお伺いしたいんですけど。

これは今年度から、高校生まで無料というキャッチフレーズできたと思うんですけど、これは就学前の幼児はどうなっているんですか。例えば3歳未満ということになるのかな。

○福祉課長（福永賢一） 高校3年生まで拡大しましたが、もともと乳幼児も含めてそれまでの以下の子供たちは全て対象です。

○9番（禰占通男） 県のホームページ等を見ても、各市町村もろもろ違うということで、そこがずっと引っかかっていたんですよ。

○福祉課長（福永賢一） 本市においては、課税世帯の高校生を本年6月診療分から拡大いたしましたけど、各市町村それぞれ違いまして、まだ中学生までとしている市町村もございます。

○9番（禰占通男） 先ほど高校生と中学生は医療費というか、ここに載っている部分は出ているんですけど、就学前の子供と小学生の分と人数でいった場合、どの程度医療機関を受診しているのかというデータはあるんですか。例えば、乳幼児、小学校、中学校、高校と。

○福祉課長（福永賢一） 年代とか学年ごととかの細かいデータは把握していないところです。

○9番（禰占通男） この前、県が公表していたんですよ。

そうすると、年少の人数が一番多くて、そして小学校、中学校と高学年になるにつれて体が丈夫になってきて、医療機関にかかる件数というのは見ただけで分かったんですけど、可能であればそういったデータも欲しいなと思っているところですけど。

○福祉課長（福永賢一） 個々のデータは全てあるわけですので、集計しようと思えば可能であると考えますので、今後また対応していきたいと考えております。

○議長（永野慶一郎） 子ども医療費助成事業の件で、中学校までとか高校までとか、市によって違うというのがあったんですけど、子供がどこに居住しているとか、親がどこに居住しているとかで、助成が使えるか使えないとか、まちによって県内ばらばらですよ。

本市も高校が2つありますが、市外から枕崎に引っ越してきて、こちらに住所を移して、子の出身地が市の条件に当てはまらなければ、枕崎で病院に行っても、助成が使えなかったり、使えたりとかいらっしやるみたいで、もうまちまちですよ。

これ県内で統一できるような働きかけはできないんですか。どうなっているんですか、そういった論議はされていないんですか。

○福祉課長（福永賢一） おっしゃるとおり、本市の子ども医療費助成制度の対象者は、子供がどこに住んでいようとも、養育する保護者の住民票が本市にあれば助成対象としております。

県内では、本市とは逆に保護者がどこに住んでいても、自治体内に子供の住民票があれば、助成対象とする自治体や、どちらも対象として、関係自治体と協議して助成対象の可否を判断する

自治体もあるようです。

それぞれの自治体の条例に基づいて、制度が構築されておりますので、そういった統一に関しては、例えば県が窓口の関係等で制度を構築する際に、それを各市町村に通知する際にそれを含めた形で、制度統一をすることも指導していただければ、可能であるのかなと考えているところです。

○議長（永野慶一郎） なんか同じ寮生でも、1人は無償で、1人はお金がかかるっていう、そういったおかしな現象が起きているみたいですね。

県内全域で統一できるような働きかけを、また福祉課長も何かそういった機会があれば、ぜひ提案していただければと存じます。実際に起こっている問題ですので、ぜひよろしく願います。

○福祉課長（福永賢一） 県内で年に1回、福祉事務所長会議というのもございますので、そういったところでの提案とかは可能であるかと考えております。

ただ本市の考え方としまして、この医療費の関係については、県の補助もあります但し制限も多く、課税世帯の小学生以上は、医療費について100%一般財源になります。

子育て支援策の一つとして、課税世帯の高校生までに助成拡大をいたしました但し、市民の税金を使って、他市に住む保護者を支援することに、市民の理解が得られるのか疑問に感じますし、介護保険制度などでは市外の施設に入所しても、出身地の被保険者のままとする住所地特例とか、あるいは国民健康保険のマル学制度とかありますので、高校生の生計費を負担している本市にお住まいの保護者を支援することが、本市における子育て支援策の本質ではないのかなと考えているところです。

○10番（平田るり子） 一般職人件費の給料改定の補正額について、御説明をお願いいたします。

○総務課長（山口太） 説明資料の1番、一般職人件費、人事院勧告に準じた給与改定ほかということで、補正額が2,994万2,000円となっております。

ここに給与改定ほかと書いてありますので、給与改定の分の内訳を申し上げますと、2,994万8,000円が給与改定の影響による増額分でございます。

その他の増減分として、6,000円の減額というところで、補正額が2,994万2,000円となっております。

給与改定の内訳を申し上げます。

一般会計におきましては、給与改定による増額分でございますが、給料が1,351万9,000円の増、期末手当が712万4,000円の増、勤勉手当が655万5,000円の増、共済費が275万円の増の合計で、給与改定分が2,994万8,000円の増ということでございます。

○10番（平田るり子） 一般職の枕崎市、南さつま市、南九州市の平均的な金額が分かれば教えてください。

○総務課長（山口太） 地方公務員法に基づきまして、毎年度人事行政の運営等の状況の公表ということで、本市においても、法に基づいて条例を定め、毎年度給与の状況についても公表しております。

データで最新のものが、令和4年4月1日現在のものがございますが、その平均給料月額で申し上げますと、枕崎市は令和4年4月1日現在で平均年齢が42.3歳、平均給料月額が31万0,639円。南さつま市は平均年齢が43.2歳、平均給料月額が31万9,218円。南九州市は平均年齢が44.2歳、平均給料月額が32万6,800円となっております。

本市が一番平均年齢が低い状況で、平均給料月額も一番低い状況にはなっております。

これは平均年齢だけで比較できるものではございませんが、データとしてはそういう状況になっております。

本年の4月1日現在のデータについては、予算書の34ページに、4月1日現在、11月1日現在の一般職の平均年齢、平均給料月額が予算書にあるとおりでございます。

令和5年4月1日現在で、平均年齢40歳5か月、平均給料月額29万7,068円、そういった状況でございます。

○10番（平田るり子） ごみ処理施設に庭木とか木が運ばれてきますが、その処理は処分場で燃やすだけなのか、それを知りたいんですけども。

○市民生活課参事（立石秀和） 今、内鍋清掃センターに搬入されてくる木枝や草は焼却処理をしているところになります。

○8番（眞茅弘美） 説明資料12小学校教師用指導書等購入、こちらの説明をお願いします。

○学校教育課長（森健一郎） 4年に1回、教科書が改訂されるごとをお願いしているものになります。

令和6年度から使用される小学校教科書が本年の8月に決まりましたので、児童が使用する教科書に合わせた教師用指導書の補正をお願いするものになります。

○8番（眞茅弘美） どちらで購入になりますかね、本市の書店からなのか、市外からなのか。

○学校教育課長（森健一郎） 教師用指導書の購入に関しては、本市を取次店として、鹿児島市の書籍から取り寄せるようになっています。

○8番（眞茅弘美） それは教師用ということで、そういう取決めというか、そのような形になっているんでしょうか。

○学校教育課長（森健一郎） そのような形になっているところです。

○8番（眞茅弘美） 分かりました。

それから予算書の26ページ、住宅建設費が減額になっておりますが、こちらの理由をお願いします。

○建設課参事（大工園昭則） こちらは、谷原団地建替事業の防災安全交付金事業を活用している分ですが、国費交付金額が決定したことによる工事請負費の減額補正をお願いするものです。

交付金額が予算額と比較して517万5,000円減であったことから、次年度に工事を行っても支障がないと判断した電気設備工事のソーラーパネル設置費300万円、外構工事300万円の合計600万円の工事請負費を減額するものです。

○8番（眞茅弘美） 分かりました。

こちら谷原住宅の完成とかはいつになりますかね。

○建設課参事（大工園昭則） 今建設中ではありますが、1月末で工期末の完成となる予定です。

○8番（眞茅弘美） 分かりました。

それから、予算書の20ページの環境衛生費のところ、地域猫活動推進事業に42万9,000円、これ追加だと思うんですが、それで、11ページの県支出金が地域猫活動等事業で37万5,000円とございます。こちらの説明をお願いします。

○市民生活課参事（立石秀和） まず歳出の20ページの地域猫活動推進事業の補助金の42万9,000円の増額補正についてですが、当初予算では、不妊去勢手術を雄猫50頭、雌猫50頭ということで、140万円をお願いしてあったところですが、制度が始まって2年目ということもありまして、市民への周知も進んできているということで、手術の件数等が増額する見込みとなっていることから、今回42万9,000円の増額をお願いしているところです。

内訳については、雄猫が12匹、雌猫が27匹の合計39匹の手術件数で33万円と、飼養管理費を11万円程度見込みまして、42万9,000円の追加をお願いしているところです。

11ページの歳入についてですが、こちら県の補助金になるんですが、昨年度までは、県からの地域猫活動の補助事業が、新たに地域猫の手術に対する助成を行う市町村であることとなっておりまして、地域猫活動を実施する初年度のみが対象となっていたところですが、本年度の5月

に県から地域猫活動等事業実施要領の改定についてということで通知がありまして、昨年までであった、初年度のみという要件が改定になりまして、地域猫の手術に対する助成事業を行っている市町村であることと改定がなされたので、それに基づきまして当初予算額に基づいて地域猫活動の補助事業の申請を行って、37万5,000円の県補助金の申請を行ったところです。

○8番（眞茅弘美） そうしますと、当初予算が140何万円だったと思うんですが、追加が42万9,000円。この県の助成金を差引きますと手出しは幾らになりますか。

○市民生活課参事（立石秀和） 補正後の数字になりますが、145万4,000円が県の補助金を除いた額になります。

○4番（上迫正幸） 予算書の29ページ、薩摩おいどんカップについて説明をお願いします。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） これにつきましては、硬式野球のイベント関係の負担金になります。

説明いたしますと、第2回目となります薩摩おいどんカップに、共催として市が参加する負担金となります。この薩摩おいどんカップは、今年度2月23日から3月10日までの期間に、県内に合宿するプロや社会人、大学チームがカテゴリーを超えた交流戦を行います。

会場地として、鹿児島市の平和リース球場や枕崎市の市営野球場を含めまして、県内7球場で熱戦が繰り広げられる予定となっているところでございます。

今後の予定でございますが、市長からの行政報告もありましたとおり、青山学院大学と慶應義塾大学の硬式野球部の大学強豪校の対戦が2月26日、そして本市の市営野球場で、子供たちに大学選手によります野球教室の開催、これは前日の2月25日に予定されております。あと対戦カードはまだ決まっておりませんが、1試合を市営野球場で開催する予定となっております。

そのような共催に対する負担金ということになります。

○4番（上迫正幸） この市民に対する周知方法はどうなっていますか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 今後、薩摩おいどんカップ実行委員会が、SNS等、ポスターの掲示による広報活動と併せて私たちも一緒になって、広報活動に参加してまいりたいと考えております。

○4番（上迫正幸） 当然、見学は無料になると思うんですが、小学生、中学生とか子供たちが見える場所は確保するつもりはないんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 委員のおっしゃるとおり、観覧料は無料となります。

子供たちへの観戦等もフリーで入っていただく形になりますので、子供たちの席を設ける予定は今のところ考えてはいないところです。

○議長（永野慶一郎） おいどんカップが今回2回目で、枕崎で試合があるということで、大変喜ばしいことですが、先ほど課長からも合宿とかの話もありましたけど、せっかくこういう施設もあって、社会人とか大学の一流チームが枕崎で試合をするようになって、キャンプにも来るようになったんですけど、以前もずっと必要性を訴えた室内練習場ですけど、これ一体どうなっているんですか今。何も進捗が聞こえてこないんで教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 各業界そして競技団体から、室内練習場の必要性については、強く要望されている事項でございます。

昨日も、指定管理者との話の中でも、青山学院大学の監督からどうして枕崎で合宿に来られたかという話の中から始まり、南薩地域でも、枕崎のグラウンドは霜が降りないということもあって、県内でも枕崎の市営野球場が注目されていると。

ただ、雨天時に練習ができないという御意見もありますので、今後、計画性を持って、室内練習場についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（永野慶一郎） せっかくこういったおいどんカップとかちょっと有名な大会も開催されるようになったわけですから、合宿も今は来ていますよ、ただ室内練習場とか、そういう設備が

やっぱり不十分だということで、何年後かには団体数も減ってくるなんていうのはもったいないので、野球場も整備したわけですから活用していただけるように、室内練習場とか多目的なそういった練習場を考えていただいて、熱いうちに打てじゃないですけど、今盛り上がっているときに、早急に対応して進めていっていただきたいと要望しておきます。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 室内練習場も含めて、総合的に社会体育施設は考えていけないといけませんので、スペースの問題もごさいますし、計画性を持って、施設等の充実を考えていきます。

○10番（平田るり子） 29ページの関連で、このスポーツ大会に対してのこの宿泊所がこれだけ足りないってよく耳にするんですけれども、この状況はどうなっておりますでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 国体なぎなたの宿泊施設、あと合宿の宿泊施設ということで、足りないというお声ですね。それについては私たちにも届いているところです。

ただ、合宿につきましては、スポーツ合宿、競技者、スポーツ関係者は、やはり宿泊だけじゃなくて、食についてもこだわるところもありますので、そういったところのニーズにしっかりこたえるように私たちも指定管理者と一緒に問題解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○10番（平田るり子） すみません、1点先ほど質問を忘れてしまったんですけども、このゴミ施設、この木の庭木のこのバイオマスの、ページ数、すみません。いつ、これは、あれになるっけ。ごみ処理場はどこにあったっけ、ごみ収集、衛生、衛生だからこれかな。これ、ページ数すみません、20ページ。項目ない。項目ない。

○委員長（下竹芳郎） 10番委員。はい、後でいいですか。ほかにありませんか。

○9番（禰占通男） 25ページの公園費の管理ということで、ここにも草払い等あるんですけど塩浜公園の件についてです。東側の夜間照明を抜いたり、そしてテニスコートのフェンスもろもろの工事とかずっとやってきているんですけど、それについて土をほじくった後の雨が降って、石ころが多いと。

それでグラウンドゴルフをやっている会員の方からも伺っているんですけど、袋を持って回収したと。それと私が目にしたのは、プール側から降りてテニスコートの花渡川沿いの道路下を歩く通路があるんですけど、ずっとあそこ草ぼうぼうで、この前通ってみたら、草払いはしてあるけど、残骸をそのままほったらかしてあると。そういったこの管理は現状としてはどうなるんですか。

○建設課長（松田誠） 私から塩浜公園のナイター設備のことで説明します。テニスコートのナイター設備につきましては更新を終わらして、今、塩浜グラウンドのナイター設備の更新をやっております。今、御指摘の工事後の残骸ということですが、私たちも確認しております。まだ、検査とか終わっていませんので、工事完了までにはですね。きちんとした形で引渡しを受けたいと思っております。

○9番（禰占通男） 本当に今年の初め頃から配線の埋設もずっとやっていて、工事していたんだけど、それとあと、東側の花渡川沿いのソフトボールの1コート部分だけ、昔と違ってまだ、今使用されてないからかもしれないけど水はけが悪くなっているということですよ。だからその辺も、今あまり野球人口というかソフトボール人口も減って使われていないみたいだけど、そこら辺を何か見届けて管理してもらえたらなあと思う。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） グラウンド管理等につきましては、指定管理者が行う業務でございますので、御指摘についてはまた確認いたしまして、徹底した指導をしてまいりたいと考えております。

○3番（辻本貴志） 塩浜グラウンドの枕崎高校前の駐車場、保護者の方から夜7時ぐらいい入りか難しくなって、路駐も何台か結構あって、出入りが厳しいよという話をよく聞くんですけ

ど、今まで何か検討していることがあったら教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 枕崎高校前の車の路駐が多いと。そこでの混雑、テニスコートの利用者ということでしょうか。私のところでまだ確認できておりませんので、どのような状況か確認いたします。

○委員長（下竹芳郎） ちょっといいですか。関連、関連で言うと、何でもかんでもなっちゃうんで、補正予算に関連したことでお願いします。

○10番（平田るり子） 先ほどは失礼いたしました。4ページの廃棄物について、ここに関する、ごみ処理場に運ばれるこの庭木のバイオマスの持込みってものの計画とかっていうのはないですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 今、内鍋清掃センターに持ち込まれています木だったり、木枝についてはバイオマスに搬入ができないかということで、現在そういった話もさせていただいております、また年明け1月以降にどういった大きさだったらいいかとか搬入方法であったりとか、そういった詳細を協議して、バイオマスに持ち込めるような形にしたいということでは考えているところです。

○委員長（下竹芳郎） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第53号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時24分 再開

△議案第65号 令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（下竹芳郎） 再開いたします。

次に、議案第65号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 議案第65号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ269万5,000円を追加し、予算総額を32億7,828万3,000円にしようとするもので、当初予算額に対し約9.5%の伸びとなります。

補正予算の内容は、来年度からの介護報酬改定等に伴いシステム改修を行うための、一般管理費のシステム改修委託料であります。

以上の財源として、国庫支出金134万7,000円、繰入金134万8,000円の増で措置いたしました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（下竹芳郎） それでは審査をお願いいたします。

○11番（橋口洋一） 介護保険システムのシステム改修ということで、今、説明資料にもございましたが、269万5,000円と。この金額が高いのか安いのかというのはちょっと分かりかねるところでもあるんですけども、このシステムを導入して以後、この改修費用ってどれぐらいか

かっているものかとかそういうのはお分かりになりますか。

○福祉課長（福永賢一） 平成12年に介護保険制度がスタートしておりまして、3年ごとに介護報酬等の改定がなされておりますので3年ごとに改修等をやっているところでございます。

すみません、トータルのかかった費用について、今御説明できる資料がございませんが、3年前の改修費と比べるとたしか今回の見積りが大きかったように思っております。

○11番（橋口洋一） 分かりました。システムの導入に当たってかかった費用と改修にかかった費用とどのような関係性にあるのかなど。導入は安かったけれども、もう改修費用でがらがら、どんどん費用がかかっているよっていうものであると、なかなか、このシステムを存続してもいいのかどうかという、そういったところの観点から説明を求めたところでした。

今のところお分かりになれないということでこれはこれで終了します。

○9番（禰占通男） 初めに、本市の介護保険料が平均っていかいつも5,000円台だとかだったんだけど、改定された場合、本市の平均的なものはどのぐらいになるのでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 介護保険料の改定につきましては3年ごとの介護保険事業計画の中で試算し、見込量を推計した上で3年間の保険料を決めることとなります。

現在、6年度からの介護報酬がまだ国で審議している途中で年末に出るとされておりまして、現在、国が運営している見える化システムというのを活用して、見込量を推計して、保険料の試算を行っているところですが、そういった介護報酬がどのようになるかという部分が明確でないために、何回も試算を重ねていって、また国の見える化システムにそういった情報等が入る形で今後、試算を重ねていく形になると思いますので、現在のところ、どれぐらいというのは、今の段階では全く言えないところです。

ただ、介護保険料につきましては、基金がありますのでそういった部分を十分活用しながら、保険料の負担が過度にならないように考えているところです。

○9番（禰占通男） もう一点、今の課長の話だとこれからということですが、新聞等では、65歳以上の高所得層が5,000円ぐらい上がると。それであと第1から第3対象者の非課税世帯を上げぐらいになるようなことを言っているし、そういったことも決定はこれからということですか。

○委員長（下竹芳郎） 9番委員、このシステム改修委託料に関しての質疑をお願いします。

○9番（禰占通男） システムって内容を変えるでしょう。課長が言ったように、国は今この決定してないけどということじゃないですか。そしたら今もう新聞で11月からこれずっとやっているんだよ、それを聞かないで年が明けてから聞いてくださいということですか。おかしくない。

○福祉課長（福永賢一） 国の社会保障審議会で保険料の区分、今の9段階を13段階にという審議がなされているところで、最終的な決定はされておりましたが、一般質問の中でもこれに関する質問もございまして、税務課長が、答弁、影響額についても答弁をしておりますので、仮になったとしたら、どのくらいになるというのは、税務課長に答弁してもらいます。

○税務課長（鮫島真一） 今ほど福祉課長から答弁がありましたように、一般質問で立石議員から質問を受けておりまして答弁をしております。同じ内容になりますが答弁をいたします。

仮に、現在9段階の区分が委員のおっしゃるとおり、国の見直し例の13段階に変更した場合としまして、国から示されました乗率の例を用いて、現時点での介護保険の被保険者の人数を充てまして、保険料を算定し直した場合、多段階化による高所得者の197名が上げの対象となります。乗率の上げによる影響としまして、増額となる保険料負担総額を、341万8,000円と算定をしております。

一方、低所得者に対するさらなる軽減も議論が上がっておりますので、こちらによる下げにつきましては、第1段階から第3段階の3,901名が下げの対象となります。乗率の下げによる影響としまして、減額となる保険料総額を312万6,000円になると現時点では算定をしております。

ます。以上でございます。

○6番（立石幸徳） 税務課長から、答弁された件で福祉課長もさっき言ったんですけど、もちろんこれでまだ国会で、政令かれこれ決定はしていませんけど、厚労省はもう既に10月中旬の段階で、来年度からの第9期の各自治体の介護保険事業計画の保険料推計に当たっては、今税務課長が言われた、13段階で推計をするようにという通知がもう出されておられますよね。

だから、ほとんど間違いなく今言ったような9段階から13段階になるんだろうということを予想するわけですよ。

そうしますと、説明にあった部分からいくと本市はやっぱり、342万円から312万円。30万円ぐらいは増額っていうか増収という形になっていくという確認でいいですかね。

○委員長（下竹芳郎） このシステム改修委託料についての質問をお願いします。

○6番（立石幸徳） 委員長、おかしなことを言わないでくださいよ。さっき9番委員が言っているわけですよ。来年度の保険料をどうするかっていうシステムをつくるための予算ですよ。

だから当然、今9番委員も先ほど言ったように来年のシステムがどうなるかということの論議をすべきですよ。委員長おかしなことを言わんでおいてください。

○税務課長（鮫島眞一） 今、6番委員から御質疑がありました件についてお答えいたします。

先ほど私で申し上げました人数と金額につきましては、現時点での対象者に対して、現時点での賦課額、保険料額で仮の算定をしておりますので、来年度の介護保険料を実際に計算するとなった場合、令和5年分の収入所得をもとに、令和6年度の今後決定されます保険料で計算することになりますので、金額につきましては先ほど細かい数字を申し上げましたが、あくまで現時点での数字ということで、来年度の保険料の増額分、減額分は、現時点では不明という形になるかと思えます。

○6番（立石幸徳） もちろん、これ推定ですので確定じゃございませんのでね。ただ、その推定をするに当たっては当然現況を基に推定をしないと、確定してから論議をしてもはっきり言って遅いわけですよ。何のことも先のことを見通した上で論議をして物事というのは進めていくわけですのでね、そういうことで確認いたしました。

○委員長（下竹芳郎） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第65号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時39分 再開

△議案第66号 令和5年度枕崎市病院事業会計補正予算（第2号）

○委員長（下竹芳郎） 再開いたします。

次に、議案第66号令和5年度枕崎市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（平塚孝三） 議案第66号令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について御説明します。補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出において、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴う給与費の増に伴い、医業費用を644万6,000円追加しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億2,834万9,000円に対し、総費用7億7,607万4,000円となり、差引1億4,772万5,000円の純損失となる見込です。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（下竹芳郎） それでは審査をお願いします。

○6番（立石幸徳） この予算そのものというより、支出面で大きな出来事であった例の2年度から4年度分の時間外手当ですね。これ12月1日付で一時金っていうことでしたかね、一時金という形で、対象者にきちんと支給しますという説明だったですよ。それはもう12月1日付けできちっと対応されているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 今御質疑がありました件につきましては、12月1日ではなくて、今日が一時金の支給日となっておりますので、今日の手続で、「本日」と言う者あり。本日です。9月補正でお願いしました52名の3年分の時間外手当相当分につきましては手続を完了し、今日中に振り込まれる予定です。

○11番（橋口洋一） 1ページの補正予定額644万6,000円、この内訳についてお伺いします。

○市立病院事務長（平塚孝三） 11ページを御覧ください。最後のページですけれども、この内訳につきまして、給料の部分が195万6,000円。手当の部分につきましては、261万9,000円、賞与引当繰入金、これにつきましては来年度支給すべき賞与に対して繰入れをするものです。それが70万4,000円で、法定福利費が42万5,000円。それと法定福利費の引当金繰入額ですけれども、これも来年度支給すべき賞与の引当をするための繰入額23万4,000円。退職給付費として50万8,000円です。このうち、給与改定に伴うものが、1ページを御覧ください。1ページの職員給与費にあります592万6,000円が給与改定に伴う増額分になります。そして、その補正した644万6,000円、それとの差額52万円ありますけれども、この52万円につきましては、児童手当の支給対象児童が増えたということで52万円増額しているところです。これが人事異動等に伴う増額ということで52万円、給与改定につきましては592万6,000円ということで補正計上しているところです。

○11番（橋口洋一） 分かりました。この差額は何だろうかというふうに思ったところでしたので、了解いたしました。

○委員長（下竹芳郎） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第66号は、原案どおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第66号は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

△議案第67号 令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（下竹芳郎） 再開いたします。

次に、議案第67号令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（上園秀人） 議案第 67号令和 5 年度枕崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定による人件費の増並びに原水及び浄水費の定期水質検査業務の委託料の確定分の減に伴い、収益的支出及び資本的支出をそれぞれ補正するものです。

第 2 条収益的収入及び支出のうち支出を192万円増額し、合計で 4 億1,667万8,000円にしようとするもので、当初予定額 4 億1,475万8,000円に対し、0.46%の増となります。

なお、税抜の純利益は、168万9,000円で、当初予定額360万9,000円に対し192万円の減で率にして53.2%の減となります。

第 3 条資本的収入及び支出のうち、支出を 1 万6,000円減額し、合計で 2 億8,098万7,000円にしようとするもので、当初予定額 2 億8,100万3,000円に対し0.006%の減となります。

資本的収入および支出において、収入額が支出額に対し不足する額 2 億3,332万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金49万6,000円、当年度分損益勘定留保資金 1 億4,667万7,000円、建設改良積立金7,500万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,115万2,000円で補填します。

第 4 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は、571万9,000円増額し、1 億1,172万3,000円に改めます。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（下竹芳郎） それでは審査をお願いいたします。

ありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第67号は、原案のとおり可決すべきものとするに異議はありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第67号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第68号 令和 5 年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○委員長（下竹芳郎） 次に、議案第68号令和 5 年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課参事（今給黎仁） 議案第68号令和 5 年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定による人件費について、収益的支出を補正し、令和 4 年度の剰余金処分の実施に伴い、資本的収入額が支出額に対し不足する額の補填財源の内訳を変更するものです。

第 2 条収益的収入及び支出のうち支出を157万2,000円増額し、合計で 7 億4,097万4,000円にしようとするもので、当初予定額 7 億3,940万2,000円に対し、0.21%の増となります。

なお、税抜の純利益は、1 億0,083万4,000円で、当初予定額に対し157万2,000円減で率にして1.54%の減となります。

第 3 条資本的収入および支出において、収入額が支出額に対し、不足する額 2 億8,006万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金 1 億6,920万1,000円、繰越利益剰余金処分額83万円、

当年度利益剰余金処分額7,333万4,000円、減債積立金2,453万5,000円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,216万5,000円で補填します。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は、157万2,000円増額し、5,185万2,000円に改めます。

第5条議会の議決を経なければできない繰越利益剰余金の処分を、1,227万5,000円減額し、83万円に改めます。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（下竹芳郎） それでは審査をお願いします。

○6番（立石幸徳） 5年度の汚水処理原価、これについて今度の初日本会議で質疑をさせてもらって、5年度の汚水処理原価の見通しを265円とお答えされたと思うんですけど、その確認ですかね、一応。

○水道課参事（今給黎仁） 260円です。

○6番（立石幸徳） 260円ちょうどですか。

○水道課参事（今給黎仁） 切り上げて、数字を1円単位で説明しているものが260円ということです。

○6番（立石幸徳） 自分で聞いたのをメモっているのは265円でメモっているから聞き間違いもあったかもしれない。いずれにしても、4年度はもう決算が出ていますから、4年度が208円、端数は省いてですね。そうしますと、原価そのものが5年度は50円以上、これ単価ですので、単価で50円以上アップする見通しになっているということで確認しとっていいですかね。

○水道課参事（今給黎仁） そのとおりでございます。

○6番（立石幸徳） それからこの予算の関係で出ているこの補填財源の内訳変更、これはどういった事情でこういうふうに変わってくるんですか、内訳が。

○水道課参事（今給黎仁） これについては4年度の決算のときに剰余金処分を行っておりますので、その内訳の内容が変わったということになります。

具体的に言えば、利益剰余金の一部を減債積立金に一旦積み立てます。そのものについてまた新たに使用するというので、前回は、補填財源として減債積立金が入っていませんでしたが、それが今回は入っているということで、財源の言葉が変わっているというイメージで思っただけだと思います。

○6番（立石幸徳） 9月決算審査で4年度決算の剰余金処分をしたと。その分について、今度5年度の1号補正でしっかりとその見通しを立てた上で内訳を変更したと、こういう捉え方でいいですかね。

○水道課参事（今給黎仁） そのとおりでございます。

○委員長（下竹芳郎） ほかにありませんか。——ないようなので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第68号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

本日の審査結果については、12月15日の最終本会議において報告することとなりますので、御承知お祈りいたします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告については、申合せのとおり簡潔な内容にしたいと思いますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時59分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長 下 竹 芳 郎